二　令第十六条第一項第一号ロからリまで若しくはルに掲げる者がそれぞれ令第十五条第一項第二号から第九号まで若しくは第十一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ロからリまで若しくはルに掲げる者がそれぞれ令第十五条第二項第二号から第九号まで若しくは第十一号に掲げる者に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第六十七条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第十三号若しくは第十四号、第二項第十三号若しくは第十四号若しくは第三項第三号若しくは第四号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ワ若しくはカ、第二号ワ若しくはカ、第三号ハ若しくはニ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

二　令第十六条第一項第一号ワに掲げる者が令第十五条第一項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号カに掲げる者が令第十五条第一項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ワに掲げる者が令第十五条第二項第十三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号カに掲げる者が令第十五条第二項第十四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ニに掲げる者が令第十五条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第十三号若しくは第十四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

二　令第十六条第一項第一号ハに掲げる者が令第十五条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ニに掲げる者が令第十五条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ハに掲げる者が令第十五条第二項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第二号ニに掲げる者が令第十五条第二項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第六十七条　後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第五号若しくは第六号、第二項第五号若しくは第六号若しくは第三項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ホ若しくはヘ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ロ若しくはハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一　（略）

二　令第十六条第一項第一号ホに掲げる者が令第十五条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ヘに掲げる者が令第十五条第一項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ホに掲げる者が令第十五条第二項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ヘに掲げる者が令第十五条第二項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第三号ロに掲げる者が令第十五条第三項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。